

高齢者虐待防止に関する指針

株式会社ベネッセヒューマンサポート

目次

- 第1条 高齢者虐待防止に関する基本的考え
- 第2条 虐待の定義
- 第3条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- 第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 第6条 虐待等が発生した場合の相談報告体制
- 第7条 虐待等に係る苦情解決方法
- 第8条 成年後見制度の利用支援
- 第9条 当指針の閲覧
- 第10条 その他

第1条 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

(株)ベネッセヒューマンサポートは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。また、利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

- (1) 身体的虐待: 暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト): 意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待: 脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待: 利用者に関係のない行為をすること。又は利用者に関係のない行為をさせること。
- (5) 経済的虐待: 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置する。

(1) 委員会の役割

- ア. 虐待防止のための指針等の整備及び虐待等に対する相談窓口の設置
- イ. 虐待防止を目的とした年2回以上の職員研修の企画・推進
- ウ. 虐待の防止に関する担当者の選定
- エ. 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- オ. 虐待が発生した場合の対応
- カ. 虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

委員会は原則以下のメンバーにて構成され、状況に応じ参加者が異なる場合もある。

- ア. 施設長及びセンター長(または副施設長)
- イ. 介護支援専門員(または相談員)
- ウ. 看護師
- エ. 介護士

(3) 委員会の開催頻度と記録

- ア. 委員会は年2回以上開催する。
- イ. 虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- ウ. 委員会の会議内容を記録する。

【注】虐待防止委員会と身体拘束等適正化検討委員会は、一体的に設置運営するものとする。

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ア. 利用者等の人権の擁護・虐待防止を目的とした職員研修を、原則年2回以上及び職員採用時に実施する。
- イ. 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ウ. 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ア. 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- イ. 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合、行政機関及び警察、地域包括支援センター等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。
- ウ. 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
- エ. 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、その結果について、職員等に周知徹底を図る。その他、虐待防止のための必要な措置を講ずるものとする。

第6条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ア. 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止責任者(担当者)とする。
また、この場合の虐待防止責任者(担当者)とは「施設長 ○○」を指す。
- イ. 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

- ウ. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第7条 虐待等に係る苦情解決方法

- ア. 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- イ. 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ウ. 対応の結果は相談者に報告する。

第8条 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

第9条 当指針の閲覧

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

第10条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は、2024年4月1日より施行する。
2026年1月1日より社名変更する。